

【MEMO】

## 次の条文を参考にして問題を解いてみよう！①

(隔地者に対する意思表示)

第 97 条 隔地者に対する意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。

2 隔地者に対する意思表示は、表意者が通知を発した後に死亡し、又は行為能力を喪失したときであっても、そのためにその効力を妨げられない。

(承諾の期間の定めのある申込み)

第 521 条 承諾の期間を定めてした契約の申込みは、撤回することができない。

2 申込者が前項の申込みに対して同項の期間内に承諾の通知を受けなかったときは、その申込みは、その効力を失う。

(承諾の通知の延着)

第 522 条 前条第 1 項の申込みに対する承諾の通知が同項の期間の経過後に到達した場合であっても、通常の場合にはその期間内に到達すべき時に発送したものであることを知ることができるときは、申込者は、遅滞なく、相手方に対してその延着の通知を発しなければならない。ただし、その到達前に遅延の通知を発したときは、この限りでない。

2 申込者が前項本文の延着の通知を怠ったときは、承諾の通知は、前条第 1 項の期間内に到達したものとみなす。

(承諾の期間の定めのない申込み)

第 524 条 承諾の期間を定めないで隔地者に対してした申込みは、申込者が承諾の通知を受けるのに相当な期間を経過するまでは、撤回することができない。

<平成 15 年度司法書士本試験 午前の部第 20 問（民法）>

第20問 次の対話は、契約の成立に関する教授と学生との間の対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

教授： 東京に住むAは、京都に住むBに対し、「今月末までに返事をいただきたい。」との承諾の期間を定めて、売買契約の申込みをしたが、その申込みがBに到達した後に気が変わって、その申込みを撤回する旨の通知を出した場合、Aの申込みの効力は、どうなりますか。

学生：ア 承諾の期間を定めて契約の申込みをした場合には、その申込みを撤回することはできないので、Aの申込みは、承諾の期間内は有効です。

教授： Aが承諾の期間を定めずに契約の申込みをした場合、Aは、その申込みを撤回することができますか。

学生：イ 承諾の期間を定めずに契約の申込みをした場合には、Aは、Bからの承諾の通知を受け取る前であればいつでも、その申込みを撤回することができます。

教授： Bが、Aの承諾の期間を定めた契約の申込みに対し、その期間内に到達するように郵便で承諾の通知を出した場合、契約は、どの時点で成立しますか。

学生：ウ 意思表示は、到達しなければ効力が生じませんので、Bからの承諾の通知がAに到達した時点で、A B間に契約が成立することになります。

教授： Bの承諾の通知が承諾の期間を過ぎて到達した場合、契約は成立しますか。

学生：エ 承諾の期間内にBからの承諾が到達しなければ、原則として、Aの契約の申込みは効力を失うので、契約は成立しないことになります。

教授： では、Bからの承諾の通知が郵便で出されており、Aが、その消印を見て、承諾の通知が郵便事情で遅れたもので、通常であれば承諾の期間内に到達するはずのものであることを知った場合には、どうですか。

学生：オ その場合、Aは、Bに対し、承諾の通知が承諾の期間を過ぎて到達した旨の延着の通知を出すことが必要で、これを怠ると、承諾の通知が延着しなかったものとみなされて、契約は成立したことになります。

1 アエ                    2 アオ                    3 イウ                    4 イエ                    5 ウオ

第20問 契約の成立

正解 3

- ア ○ 民法 521 条 1 項。Aは「今月末まで」として、承諾の期間を定めて申込みをしているので、撤回することができない（民法 521 条 1 項）。従って、本解答は正しい。なお、申込者がこの期間内に承諾の通知を受けなかったときは、申込みは効力を失う（民法 521 条 2 項）。
- イ × 承諾の期間を定めずに隔地者に対してした申込みは、申込者が承諾の通知を受けるのに相当な期間を経過するまでは、撤回することができない（民法 524 条）。従って、通知を受け取る前であればいつでもとしている点で、本解答は誤っている。
- ウ × 隔地者に対する意思表示は、その通知が相手方に到達した時から効力を生じることが原則だが（民法 97 条 1 項）、隔地者間の契約は、承諾の通知を發した時に成立することになる（民法 526 条 1 項）。従って、本解答は誤っている。
- エ ○ 民法 521 条 2 項。申込者が承諾の期間を定めて申込みをした場合、その期間内に承諾の通知を受けなかったときは、申込みは効力を失う（民法 521 条 2 項）から、契約は成立しないことになる。従って、本解答は正しい。なお、この民法 521 条 2 項と民法 526 条 1 項の定める發信主義との関係をどのように説明するかは諸説あるが、承諾の不到達を解除条件として承諾の發信により契約が成立すると解するのが通説である。
- オ ○ 民法 522 条。承諾の通知が承諾の期間を過ぎて到達した場合でも、通常の場合にはその期間内に到達すべき時に發送したものであることを知ることができるときは、申込者は、遅滞なく、相手方に対してその延着の通知を發しなければならず（民法 522 条 1 項本文）、この通知を怠ったときは、承諾の通知は承諾の期間内に到達したものとみなされる（民法 522 条 2 項）。従って、本解答は正しい。

以上により、誤っている記述はイとウであり、従って、正解は肢3となる。

【MEMO】

## 次の条文を参考にして問題を解いてみよう！②

(任意代理人による復代理人の選任)

第104条 委任による代理人は、本人の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復代理人を選任することができない。

(受任者の注意義務)

第644条 受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。

(受任者の報酬)

第648条 受任者は、特約がなければ、委任者に対して報酬を請求することができない。

2 受任者は、報酬を受けるべき場合には、委任事務を履行した後でなければ、これを請求することができない。ただし、期間によって報酬を定めたときは、第624条第2項の規定を準用する。

3 (略)

(受任者による費用等の償還請求等)

第650条 (略)

2 (略)

3 受任者は、委任事務を処理するため自己に過失なく損害を受けたときは、委任者に対し、その賠償を請求することができる。

(委任の解除)

第651条 委任は、各当事者がいつでもその解除をすることができる。

2 当事者の一方が相手方に不利な時期に委任の解除をしたときは、その当事者の一方は、相手方の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があったときは、この限りでない。

<平成 14 年度司法書士本試験 午前の部第 15 問（民法）>

第15問 委任契約に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 委任契約においては、有償の場合と無償の場合とで、受任者の注意義務の程度は異なる。

イ 委任契約には、第三者による義務の履行を禁止する規定はないので、受任者は、いつでも第三者をして委任事務を処理させることができる。

ウ 委任契約は、原則として無償とされているが、有償の場合、受任者は、報酬の支払があるまでは委任事務の履行を拒絶することができる。

エ 委任契約において受任者が委任事務の処理のため過失なくして損害を被った場合、委任者は、無過失であっても、受任者に対する損害賠償の責任を負う。

オ 委任契約は、いつでも解除することができるが、相手方にとって不利な時期に解除をするには、やむを得ない事由がなければならない。

- 1 アウ            2 アエ            3 イウ            4 イオ            5 エオ

第15問 委任契約

正解 2

- ア ○ 民法 644 条。委任契約において、受任者は、善管注意義務をもって委任事務を処理することを義務付けられており（民法 644 条）、この注意義務の程度は、委任が有償の場合と無償の場合とで異ならない。委任は、当事者の信頼関係を基礎としているからである。従って、本記述は正しい。
- イ × 委任においては、受任者個人に対する委任者の信頼が契約の基礎となっているから、受任者は、事務を処理するに当たっては、単純な補助者として第三者を使う場合は別として、自ら履行しなければならない、委任者の許諾を得た場合又はやむを得ない場合でなければ、第三者に委任事務を処理させることはできない（民法 104 条類推適用）。従って、本記述は誤っている。
- ウ × 委任契約は、原則として無償とされており（民法 648 条 1 項）、有償の場合には、報酬の支払は、特約のない限り後払とされているため（民法 648 条 2 項本文）、受任者は、報酬に関して同時履行の抗弁権（民法 533 条）を主張できない。よって、有償の場合、受任者は、報酬の支払があるまで委任事務の履行を拒絶することができるわけではない。従って、本記述は誤っている。
- エ ○ 民法 650 条 3 項。委任契約において、受任者は、委任事務を処理するため自己に過失なく損害を受けたときは、委任者に対し、その賠償を請求することができる（民法 650 条 3 項）。そして、この損害賠償責任は委任者の無過失責任である。従って、本記述は正しい。
- オ × 委任契約は、各当事者がいつでも解除することができ（民法 651 条 1 項）、相手方に不利な時期に解除をしたときは、相手方の損害を賠償しなければならないが（民法 651 条 2 項本文）、やむを得ない事由があったときはこの限りでない（民法 651 条 2 項ただし書）。従って、本記述は誤っている。

以上により、正しい記述はアとエであり、従って、正解は肢 2 となる。